

施策 12 健全で安全な社会環境づくり

主管部長(課) 教育委員会事務局次長(放課後支援課)
 関係部長(課) 地域振興部長(青少年課)、教育委員会事務局次長(庶務課)

1 施策が目指す江東区の姿
 地域住民・団体と区が一体となって、こどもの成長を支え、見守るシステムをつくることにより、子どもたちがのびのびと成長しています。

2 施策を実現するための取り組み	
こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保	放課後子ども教室(げんきっず)と学童クラブの連携・一体化をはじめとした各種の放課後支援事業を推進し、共働き家庭のこどもも含め、すべての子どもたちが安心して過ごすことができる場を確保します。また、こどもまつりなどの実施により、地域と子どもたちの交流を促進します。
こどもの安全を確保する地域環境の創出	こども110番の家事業の実施や、登下校時の地域住民による見守りを行うなど、地域の人材・団体を活用した事業を推進します。また、こどもの安全にかかわる不審者情報を区のホームページに掲載するなど、必要な情報提供を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 江東区の人口は、急激に増加しており、それに伴い年少人口も増えている。 平成19年に創設された国の「放課後子どもプラン」を受け、平成21年度に「江東区版・放課後子どもプラン」を策定し、江東きっずクラブ(放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業)の全小学校展開を計画した。 平成18年に「自殺対策基本法」が施行された。こどもを含め3万人を超える自殺者があり、追い込まれ自殺の予防対策が緊急課題となっている。 平成19年に「保護司法」が改正された。これにより保護司の地域活動は、犯罪を犯した者に加え非行のある少年の改善更生まで範囲が広がられた。 平成20年に内閣府が「青少年育成施策大綱」を改正し、青少年一人ひとりの状況に応じた支援を、社会総がかりで実施することとした。 平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が策定された。翌平成22年7月に同法に基づく子ども・若者育成支援推進大綱として「子ども・若者ビジョン」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区は、今後もマンション等宅地開発に伴い、年少人口も引き続き増える。 区内において、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなるが、平成31年度までに「江東きっずクラブ」を全小学校で展開するほか、児童館事業等関連する事業を推進して対応する。 地域での更生活動が進まなければ、非行が増加し、犯罪の再発も予想され、安全な地域づくりが進まない。 社会全体に閉塞感が漂う中では青少年の自殺者数も増加する可能性がある。 総合的な施策の連携が行われなければ、各支援機関が持つ行政資源が有効活用されず、同一人に対する二重対応等、行政効率上無駄が生じる。 こども・若者を取り巻く環境の悪化が進み、こども・若者が抱える問題はさらに複雑化する。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化	
5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 区内において、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなった。 集合住宅が増加する中、建物の構造上、こども110番の家事業への協力が得にくい状況が発生している。 人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きる子どもたちのために、適切な支援が得られる居場所が求められている。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取組みが地域で活性化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後一層、子どもたちが安全で安心して過ごすことのできる居場所・生活の場の確保に関する区民要望が強くなる。 新住民の地域活動への不参加により、こどもを見守るネットワークが形成されず、事件がおきやすい環境となるおそれがあるため、新住民の地域活動への参加が求められる。 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測されるため、規範意識や社会性の育成がより求められる。 自然体験やボランティア、ジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながるため、地域活動等への積極的参加が求められる。 豊かな人間性を育める機会を逃し、情報の氾濫するインターネットやゲーム等への依存が進み、自立性が阻害されたり犯罪に巻き込まれる恐れがあるため、青少年を適切に支援する活動や居場所の確保に対する要望が強まる。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
45 放課後子どもプランを実施している小学校数	校	0	4	11				24	放課後支援課
46 こどもにとって地域環境が安全であると思う区民の割合	%	26.8	30.3					50	青少年課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	3,260,801千円	2,976,413千円	3,610,704千円	0千円
事業費	1,673,896千円	1,515,166千円	1,987,574千円	
人件費	1,586,905千円	1,461,247千円	1,623,130千円	

6 一次評価 主管部長による評価
(1) 施策における現状と課題
<p>「こどもが安全で健やかに過ごすことができる場の確保」については、23年度「江東きっずクラブ」を7箇所と、計画数を上回る箇所数を開設し(計画上是5箇所開設)、増大する学童クラブ需要に対応を図り、今年度も4月1日現在の待機児童数「ゼロ」を達成した。また、就労していない家庭等の児童や小学4～6年生についても、放課後を安全に過ごすことのできる場を整備し(江東きっずクラブA登録)、着実に「居場所の確保」に対する取組みを進めている。課題としては、地域状況の変化や「江東きっずクラブ」の開設に伴い、登録児童数が減少している学童クラブがみられることである。また、「江東きっずクラブ」は民間委託による運営も行っているが、委託料の増加も課題である。</p> <p>また、「こども110番の家事業」や登下校時の区民の見守り活動の充実をはじめ、こどもや青少年を取り巻く薬物や性被害の防止等、新たな課題についても、地域の人材の有する専門性や経験、組織、人脈を活用して事業を展開し、区内全域に浸透させていくことが課題となる。</p>
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性
<p>今後5年間も、学童クラブ需要の高い地域を中心に「江東きっずクラブ」の開設を進め、こどもたちの居場所・生活の場づくりのために、効率的・効果的に計画を進めていく。</p> <p>また、地域状況の変化等により、登録児童数が減少している学童クラブもみられ、その対策として、23年4月に「学童クラブ」を1クラブ休室し、現在、2学童クラブを休室中である。今後も地域状況の変化等により、登録児童数が減少した「学童クラブ」については、児童数による判断のみではなく、利用者への影響等を十分に検討した上で、休室や廃止を含め、対策を検討していく。</p> <p>青少年対策地区委員会、保護司会、東京都薬物乱用防止推進江東地区協議会、更生保護女性会、青少年委員会、江東区少年団体連絡協議会等の青少年健全育成に関わる各団体の持つ強みを総合的に結びつけ、これまで長年に亘り築き上げてきた信頼関係をさらに深め、柔軟かつ効果的な活動を行えるよう、活動の支援・強化を行い、区及び地域等が一体となって「健全で安全な社会環境づくり」を実現していく。</p>

施策 13 地域の人材を活用した青少年の健全育成 主管部長(課) 地域振興部長(青少年課)

1 施策が目指す江東区の姿

地域の住民や団体の有する経験や能力の活用により、青少年が健全に育つことができる地域社会が創出されています。

2 施策を実現するための取り組み

青少年の健全育成における関係機関・団体の連携の強化	青少年問題協議会で策定した「江東区青少年健全育成基本方針」のもと、青少年対策地区委員会・保護司会・更生保護女性会・警察署・保健所・PTA等とともに、薬物問題や非行問題などに対応できるネットワークづくりを進めます。
青少年団体の育成や青少年指導者の養成	青少年の主体性や社会性を育むボランティア活動や職業体験、自然体験、芸術文化活動、スポーツ・レクリエーション活動などを促進するために、青少年団体の育成と青少年指導者の養成を行います。

3 - 1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年6月に「保護司法」が改正され保護司の活動は、犯罪を犯した者の更生に加え、青少年の非行等の事前予防や啓発まで活動が広がられた。 平成20年12月に内閣府が青少年育成施策大綱を改正し、青少年一人一人の状況に応じた支援を、社会全体で実施することとした。 平成22年4月、「子ども・若者育成支援推進法」が施行された。困難を抱える若者に対し、国・自治体の縦割り行政の弊害を踏まえ、調整機能を持つ総合相談窓口の設置や支援ネットワークの構築が求められている。若者を取り巻く不安定な就労環境の中、フリーターやニートの数は全国的に高水準で推移し、悩みを抱える親も増加傾向にある。 平成18年に自殺対策基本法が施行された。3万人を超える自殺者が続く中、20代、30代の自殺率も警察庁統計上最悪であり、青少年の自殺予防対策が緊急の課題となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での更生活動が充実しなければ再犯の防止や、青少年の非行行動の防止が図られず、安全な地域づくりを阻害する。 不安定な就労環境が継続すれば、若者に必要な職業能力が身につかず、今以上に就労需給のミスマッチが発生する。また、社会全体に閉塞感が漂う中では青少年の自殺者数も増加する可能性がある。 様々な青少年が抱える問題を、区・地域が連携して解決するネットワークがなければ、引きこもりやニート等困難を抱える若者の数は増加していく。

3 - 2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 進学実績等直接的効果が期待できる学習塾や習い事に子どもたちの生活時間の多くが割かれ、且つ低年齢化し、自然体験やボランティアに参加するこどもの数が減少している。学校や家庭に安らげる居場所がないと感じるこどもや、人とのコミュニケーションを通じて規範意識を育むべき思春期を生きるこどもたちのために、適切な支援が得られる居場所が求められている。 現在、青少年の規範意識や社会性、自立心を高めるための育成者たちの意識は非常に高く、区と地域育成者たちの協働による各種取り組みが地域で活性化している。 	<ul style="list-style-type: none"> 規範意識や社会性などを青少年が獲得できないまま成長した場合、問題行動が増加することが予測される。 自然体験やボランティア、ジュニアリーダー活動等への参加児童減少は、地域人材の育成に影響を及ぼし、地域を支える人材の枯渇につながる。 青少年を適切に支援する活動や居場所を確保しなければ、豊かな人間性を育める機会を逃し、情報の氾濫するインターネットやゲーム等への依存が進み、自立性が阻害されたり犯罪に巻き込まれる恐れがある。

3 - 3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
47	地域との連携により実施した青少年健全育成事業数	件	140 (20年度)	158					150	青少年課
48	青少年育成指導者養成講習会への参加者数	人	747	842					930	青少年課

5 施策コストの状況				
	22年度予算	22年度決算(速報値)	23年度予算	24年度予算
トータルコスト	279,277千円	254,899千円	329,898千円	
事業費	122,928千円	110,843千円	121,836千円	
人件費	156,349千円	144,056千円	208,062千円	

6 一次評価 主管部長による評価	
(1) 施策における現状と課題	
<p>青少年健全育成施策は、区と各団体の連携した取り組みが進み、ネットワークもできつつある。現在、区が担う連絡調整や各団体が必要とする情報提供および助言等の支援に対する評価が高く、これに応える形で各団体や関係機関の活動も活発になっていることからこの状況を継続していく必要がある。同様の支援体制を維持できるかが課題である。</p> <p>青少年指導者、とりわけジュニアリーダーの人数が減少しており、次世代育成の取り組みに困難さが増している。背景には受験勉強や習い事の低年齢化、子どもたちの自由な時間の減少があり、指導者育成事業に対する保護者の理解をいかに得るかが課題である。</p>	
(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性	
<p>青少年課を市内の青少年施策の調整・企画立案する部門として位置づけ、機能を強化することで地域と一体となった育成活動を展開していく。これまで長年にわたり築き上げてきた地域団体との信頼関係をもとに、青少年課（青少年係・青少年センター）と地域団体との協働による普遍的、継続的な取り組みを進めていく。</p>	

外部評価シート

施策番号	12	施策名	健全で安全な社会環境づくり
担当班	3	委員名	

施策の目標に対して、成果は上がっているか

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

施策の総合評価(今後の方向性)

その他 (改善点等)	
---------------	--

外部評価シート

施策番号	13	施策名	地域の人材を活用した青少年の健全育成
担当班	3	委員名	

施策の目標に対して、成果は上がっているか

--

区民ニーズ・社会状況に対応した取り組みを展開しているか

--

区民との協働、国・都・民間団体等との役割分担は適切か

--

施策の総合評価(今後の方向性)

--

その他 (改善点等)	
---------------	--